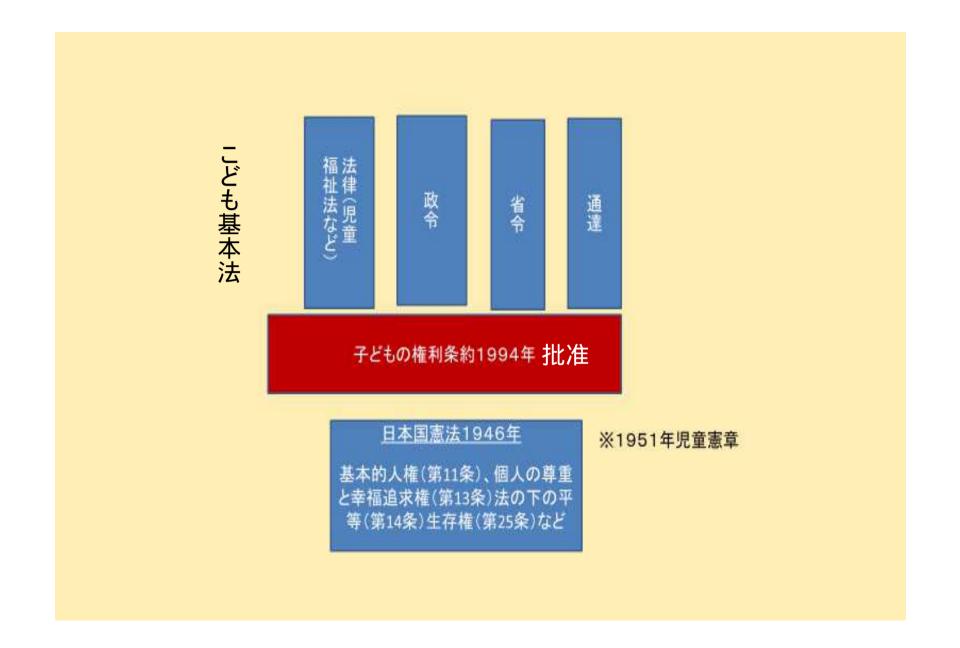
世田谷区制施行90周年子ども条例と子どもの権利に関するシンポジウム

# 「子どもの権利を具体化する世田谷区の挑戦」

森田明美 世田谷区子ども子育て会議会長 国連NPO子どもの権利条約総合研究所顧問 NPOこども福祉研究所理事長 東洋大学名誉教授

# 本日の話

- 子どもに必要なのは、子どもが権利の主体であることを自覚できる安心安全な毎日の暮らしのもとに展開される、いきいき、わくわくする育ちである。だがすべての子が、そうした当たり前の日々を手に入れることができないでいる。
- ここでは、世田谷区が、どの年齢のどの子にも子どもの権利を具体化するためにどのような努力をしてきたかを、国連が定める子どもの権利条約の4つの一般原則から検証する。



#### 国連:子どもの権利条約1989年採択 4つの一般原則



• 生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)6条

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長で きるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



• 子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)3条 子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最 もよいこと」を第一に考えます。



• 子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)12条 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表す ことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考 慮します。



・差別の禁止(差別のないこと)2条

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

#### 子どもの権利条約日本の批准後の日本審査と総括所見

第1回審査(1998年5月) 第2回審査(2004年1月) 第3回審査(2010年5月)

< 第4回・第5回審査(2019年1月)と総括所見>

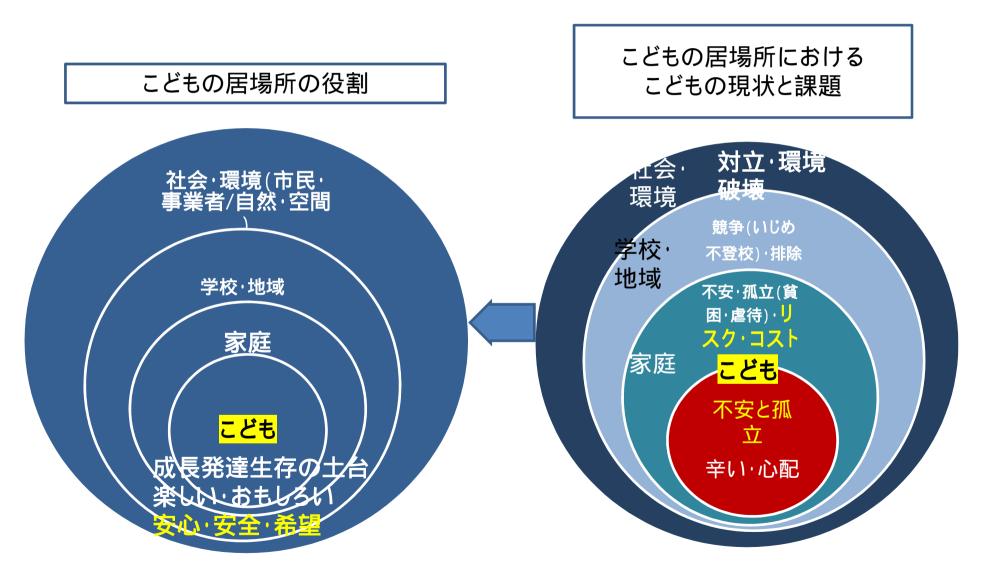
「緊急の措置がとられなければならない」6つの分野(パラ4)

- (a)差別の禁止 (パラ18)
- (b)子どもの意見の尊重 (パラ22)
- (c)体罰 (パラ26)
- (d)家庭環境を奪われた子ども(パラ29)
- (e)リプロダクティブヘルスおよび精神保健(パラ35)
- (f)少年司法 (パラ45)

このうち、差別の禁止を除く5分野について「深刻」な懸念が表明されている。

#### こどもの居場所の現状と課題

国連:子どもにやさしいまちづくりの考え方によるこどもの居場所(人と場)づくりにむけて: 子どもの存在がリスク・コストから子ども参加による子どもの権利基盤アプローチによる安全・安心・希望の確保へ



### 家庭・家庭以外の居場所の有無(全国)

「子どもの6人に1人が家庭に居場所がない」

65%居場所と感じる・家庭以外にも居場所がある

19%家庭を居場所と感じる・家庭以外には居場所がない

8%家庭を居場所と感じない・家庭以外に居場所がある

<mark>9%</mark>家庭にも家庭以外にも居場所がない

(資料)日本財団「18歳意識調査 第24回 -子どもと家族-」

(https://www.nippon-foundation.or.jp/)

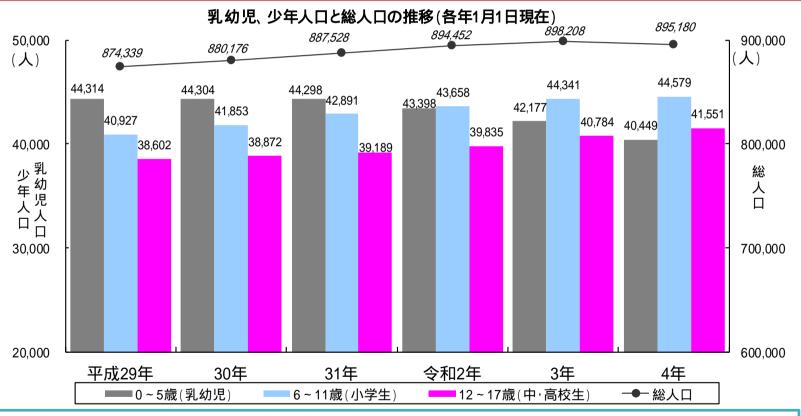
対象:17~19歳の男女(n=1,000)

調査:令和2年3月

# 世田谷区の子どもの現状

### 世田谷区の人口の推移

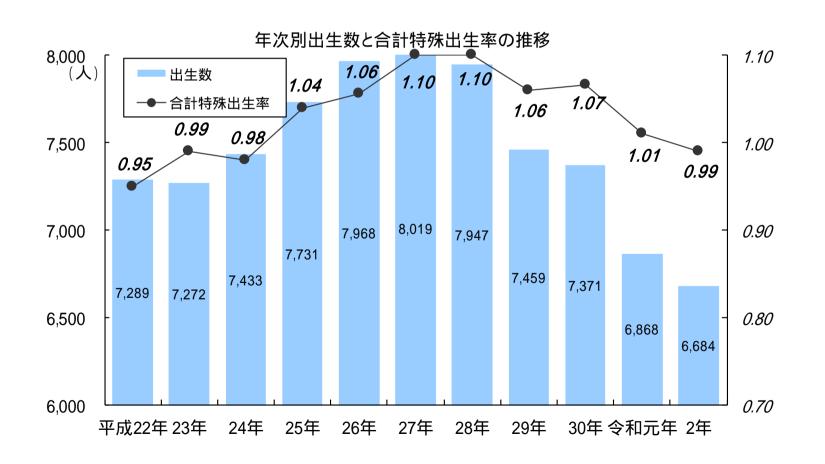
総人口・児童人口ともに増加傾向にある。年代別では、これまで0~5歳人口(乳幼児)の増加が顕著であったが、ここ数年、減少に転じた。その反面、6~11歳人口(小学生)の増加が著しい。



- <5年間の人口増減(平成29年 令和4年)>
- ・総人口 20,841人増・0~5歳(乳幼児) 3,865
- ・6~11歳(小学生) 3,652人増・12~17歳(中高校生) 2,949人増

## 年次別出生数と合計特殊出生率の推移

出生数、合計特殊出生率ともに増加傾向にあったが、平成29年から減少傾向が顕著となり、**令和2年の合計特殊出生率は**0.99、出生数は 6,684人となった。



# 世田谷区の子どもと子育て家庭の顕在化した困難

・ひとり親家庭数 5,963人 (2016年度6,657人)

(令和4年児童育成手当支給対象児童数) 「保健福祉総合事業概要」より

·就学支援利用者数 14,189人

(令和3年度小・中学校就学援助費認定者数) 「教育のあらまし」より

·**虐待通告件数** 1,698件(東京都世田谷児相2016年712件) (令和3年度児童相談所児童虐待相談受理件数)

「世田谷区児童相談所報告書」より

- ・**障がい児数** 1,486人(2016年度1,534人) (令和4年度身体障害者手帳、愛の手帳の所持) 「保健福祉総合事業概要」より
- ・外国籍の子ども 1,678人(2018年1,702人)

(令和4年4月1日現在18歳以下) 世田谷区HPより

# 世田谷区の子ども関連の 方針・条例・計画等のあゆみ

```
1994年 「子どもの権利に関する条約」日本批准
1998年 子どもを取り巻く環境整備について
     (世田谷区地域保健福祉審議会答申)
2000年 子どもを取り巻く環境整備プラン
2002年 子ども条例施行
2004年 子ども部設置(子ども支援を所掌する庁内組織)
2005年 子ども計画策定
2010年 子ども計画後期計画策定
2013年 子ども条例改正(子どもの人権擁護機関せたホッと設置)
2015年 子ども計画(第2期)策定
     (子ども・子育て支援事業計画を内包)
2020年 子ども条例改正(児童相談所設置)
                              12
```

# 世田谷区子ども条例の策定

平成6年の国の「子どもの権利条約」の批准・発効等を背景とし、平成10年の区長の附属機関である世田谷区地域保健福祉審議会の答申に基づき、平成12年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を策定した。その中の重点取組みとして、子どもの問題に対する区民の関心を高め、「子育ち・子育てを地域社会全体で支える」との社会的合意を形づくる具体化の仕組みをあげ、子ども条例の策定に向けた議論を進めることとなる。

子どもを含めた幅広い意見募集の実施や、子ども会議の開催など子どもからの意見聴取を行い、平成13年12月に条例を制定、平成14年4月に施行した。 平成24年第3章

# 子ども条例の目的・目標

#### 目的(前文より)

- ・子どもがすこやかに育つことができるまちの実現
- ・子どもが育つことに喜びを感じることができる社会の実現

#### 目標(第3条)

- 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- 2)子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしてを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- 3)子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会を つくる。

# 子ども条例に掲げる基本となる政策(第2章)

第9条 健康と環境づくり

子どもの健康保持・増進、安全で良好な環境整備

第10条 場の確保など

子どもが遊び、表現し、安らぐための場の確保

第11条 子どもの参加

子どもが自主的に地域の社会に参加することが

できる仕組みづくり

第12条 虐待の禁止など

虐待の禁止、防止のための仕組みづくり

「児童相談所」加筆(2020年一部改正)

第13条 いじめへの対応

いじめの禁止、防止・早期解決への仕組みづくり

第14条 子育てへの支援

子育て支援、地域での助け合いの強化

# 子ども条例(第3章~第5章)

第3章 子どもの人権擁護 2012年条例改正により追加 第15条 子どもの人権擁護委員の設置 ~第24条

第4章推進計画と評価第25条~26条

第5章推進体制など第27条~31条

# 子ども・子育て応援都市宣言

世田谷区は、平成27年3月3日、区民と力をあわせて「子どもがいきいきわくわく育つまち」を築いていく基本姿勢を明確にするため、子ども・子育て応援都市宣言

を行った。

宣言では、「今をきらめく宝」である子どもたちが「のびのびと安心して育つ環境」をつくるため、区が「区民と力をあわせて、子どもと子育てにあたたかい地域社会」を築くことを掲げている。

心电,子育了 応接都市宣言

# 世田谷区子ども条例と国連子どもの権利条約をふまえた8つの具体化

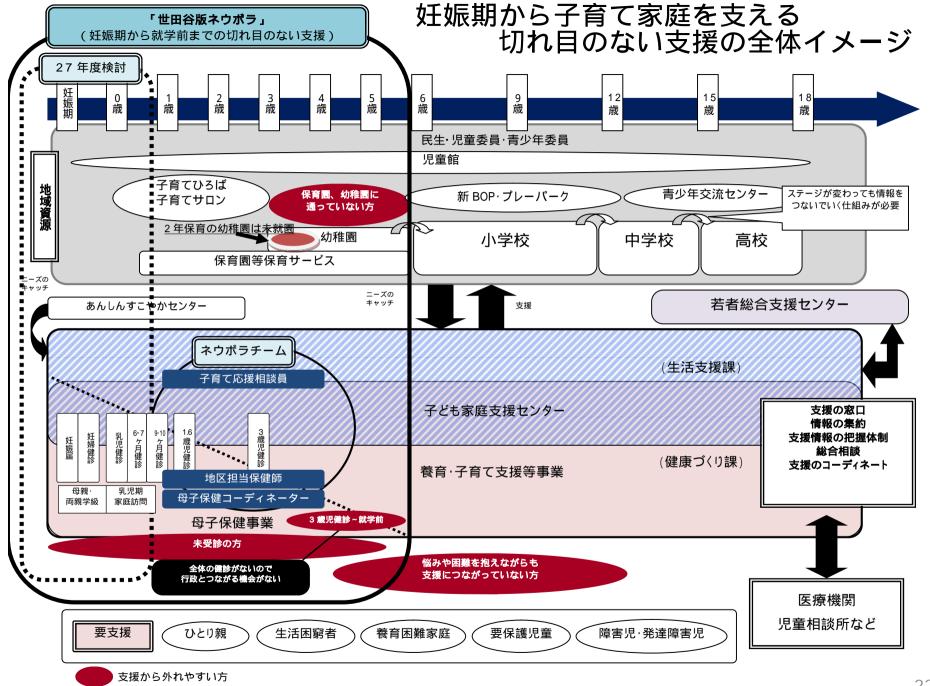
- 1.子ども条例(2002)と子ども子育て応援都市宣言(2015)「子どもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります」を中核にして、計画の総合化に取り組む
- 2.子ども支援と子育て支援の明確化と子どもの権利擁護の整備:子ども自身の相談は子どもが主体「せたホッと」の開設(2013)
- 3.子どもの参加·意見表明:情熱せたがや(2017)、子ども青少年協議会の大学生委員など若者の牽引
- 4. 子ども期・若者期の継続的な支援: 子ども若者部の創設(2014)と計画
- 5.保育所への待機児ゼロを目指した整備と質の向上(2015)への取り組み:地域子育て支援資源の増加
- 6.医療·保健·福祉·教育·心理など多分野の連携によるまちづくり:母子保健子ども家庭支援センターを中核とした世田谷版ネウボラ(2016)地域支援の強化
- 7. 児童相談所設置による保護の一体化: 児童相談所(2020) + 社会的養護施設や機関などの連携
- 8. おでかけひろば(2007)などへの市民参加と子どもの権利を具体化するまちづくり
- →子どもと子どもが「いきいきわくわく育つまち」を展開 18

### 国、世田谷区の子ども条例・計画・子ども・若者に関する主な施策

	条例·計画·行政組織	主な施策	国の新制度への対応
1996年		子ども家庭支援センター設置	
1999年	子どもを取り巻〈環境整備プラン策定		
2000年			社会福祉基礎構造改 革∶介護保険法施行
2002年	子ども条例施行		
2003年			厚労省新制度議論開始 「社会連帯による次世代 育成支援に向けて」
2004年	子ども部を設置	保育サービス第三者評価開始 保育内容の助言等、巡回指導員 制度の充実(看護師による健康 管理等巡回指導は1981年度~)	
2005年	子ども計画(第1期)前期計画 第1次世田谷区教育ビジョン	保育ネット烏山発足	障害者自立支援法に基 づ〈給付制度開始
2006年		子育てステーション(成城)開設 子ども基金設置	
2007年		おでかけひろばへの市民参加	
2008年	発達障害児支援基本計画	産後ケア事業開始	

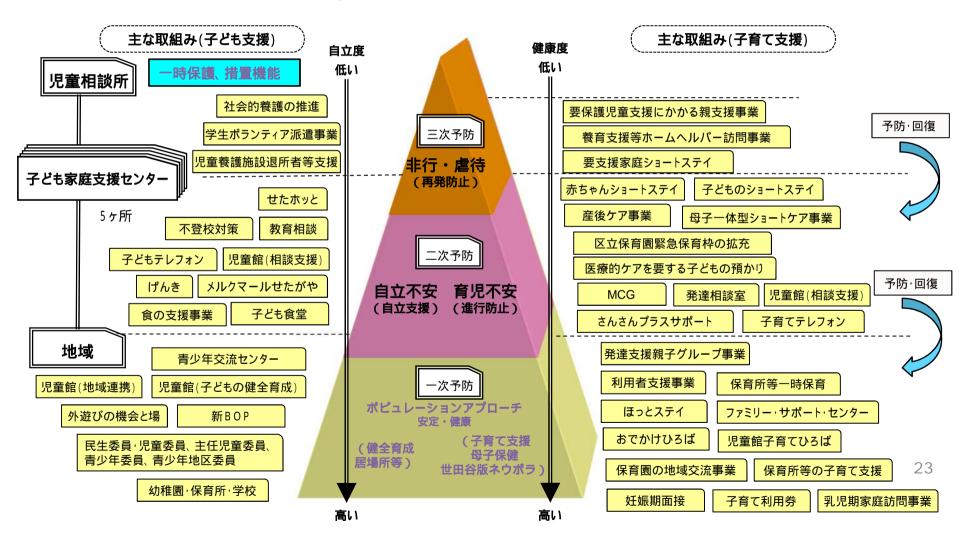
	条例·計画·行政組織	主な施策	国の新制度への対応
2009年		保育ネット5地域すべてで発足、 発達障害相談・療育センター 「げんき」開設	子ども·若者育成支援推 進法
2010年	子ども計画(第1期)後期計画(若 者支援計画を包含)	子育てステーション5地域すべてで開設、ユースミティング世田谷発足	
2012年			子ども·子育て支援法施 行
2013年	子ども部に若者支援担当課を設 置 子ども条例改正	子どもの人権擁護機関「せたホッと」開設	地方青少年問題協議会法改正、貧困対策推進法
2014年	子ども·若者部に組織改正 第2次世田谷区教育ビジョン いじめ防止	子ども・子育て会議設置 青少年交流センター開設(池之上、野毛)、若者総合支援セン ター開設	次世代育成支援対策推 進法改正、貧困対策に関 する大綱
2015年	子ども計画(第2期)前期計画:子 ども子育て支援事業計画需要量 見込み	世田谷区保育の質ガイドライン 策定 子ども・子育て応援都市宣言	子ども·子育て支援新制 度施行
2016年		世田谷版ネウボラ開始	児童福祉法、子ども·子育 て支援法改正:理念の改 正と児童相談所改革

	条例·計画·行政組織	主な施策	国の新制度への対応
2017年	幼児教育・保育推進ビジョン	「情熱せたがや、始めました。」事業開始	
2018年		区立保育園(指定保育園)における医療的ケア児の受入開始 青少年交流センター開設(希望 丘) ほっとスクール「希望丘」開設	幼稚園教育要領·保育 所保育指針·幼保連携 型認定こども園教育·保 育要領(2017年3月改 訂·改定)施行:3歳以上 の幼児教育·保育の内 容の共通化
2019年		WEラブ赤ちゃんプロジェクト開始	幼児教育·保育の無償 化
2020年	子ども計画(第2期)後期計画 子ども条例改正	児童相談所開設	
2021年	社会的養育推進計画	世田谷区教育・保育実践コンパス 策定 乳幼児教育支援センター開設	東京都こども基本条例 施行
2022年	今後の子ども政策の方向性(グランドビジョン)を含む子ども·子育て支援事業計画調整計画策定予定		
2023年			こども基本法、こども家 庭庁設置法施行

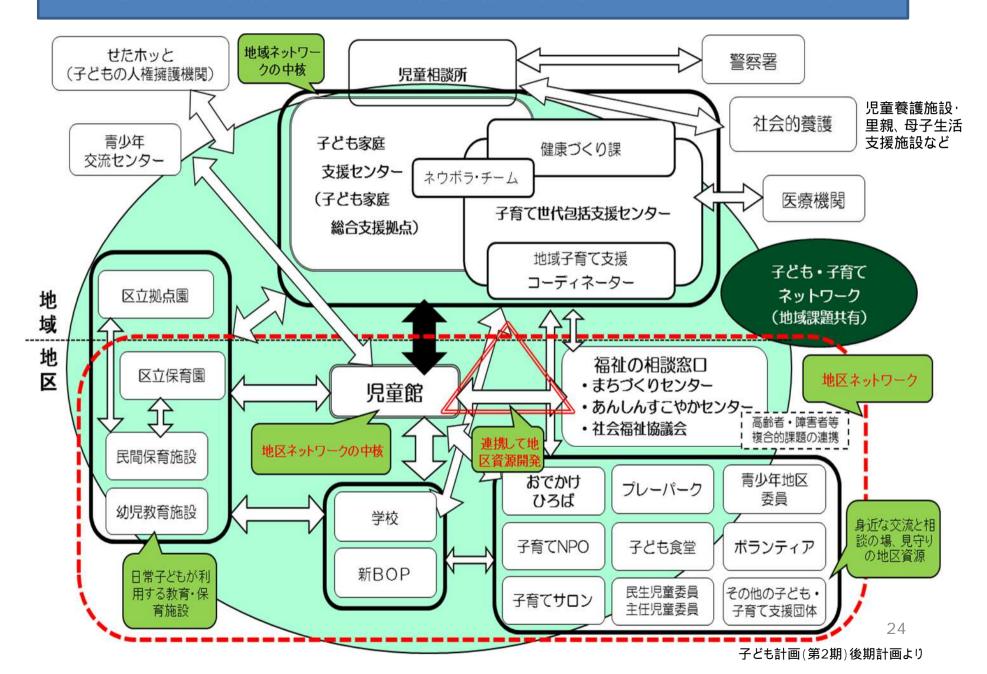


#### 世田谷区の子ども・子育て支援の予防的機能区分のイメージ

■ この間、乳児期家庭訪問の実施や保育定員、おでかけひろばの拡充、利用者支援事業の地域展開等一次予防の充実を図ってきた。今後は、子ども家庭支援センターが十分に役割を果たし適切な支援につなげられるよう二次予防、三次予防の充実に積極的に取り組む必要がある。



#### 子ども・子育てにかかる相談支援・見守りのネットワーク図



# 子どもがいきいきわくわく育つまち、空間の実現の取り組みに必要な子どもの権利の視点と方向性

-子ども支援にあたりいつも考えていなければならないことは、 子どもの権利条約の4つの一般原則をふまえる

- 1.どの子にも安心・安全を土台にした命と生存、発達が保障されている
- 2. 子どもの参加が原則となっている
- 3.子ども一人ひとりの最善の利益が配慮され、 子どもが自分の人生の主人公になっている
- 4.誰も差別されていない



国連子どもの権利条約に根差した子ども支援を、国と東京都の法行政と協力しながら、世田谷区子ども条例を中核にして子どもの居場所の確保と支援の質の確立をする